

# 健康危機発生時における健康危機管理調整会議の運営に関する基本マニュアル

平成11年8月

平成13年3月一部改正

平成15年4月一部改正

平成18年3月一部改正

令和元年10月一部改正

## 1 健康危機情報の連絡

(1) 健康危機情報（以下「危機情報」という。）を探知した際の対応

- ① 危機情報を探知した保健所は、速やかに健康危機管理担当課（以下「危機管理担当課」という。）に報告をする。
- ② 報告先については、その時点で予測される原因を担当する危機管理担当課とする。なお、原因の予測がつかない場合は、健康危機管理課とする。
- ③ 危機情報を探知した危機管理担当課は、その旨を速やかに健康危機管理課（危機管理担当課が健康危機管理課である場合を除く。）及び関係出先機関に報告する。

## 2 健康危機管理調整会議の開催

(1) 健康危機管理調整会議開催の基準

健康危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）は、その時点において、健康被害の原因特定が困難と判断される場合、又は被害の拡大が予想される場合に開催する。

(2) 調整会議開催の周知

調整会議を開催する場合、健康危機管理課は、その旨を事前に関係保健所に連絡する。また、連絡を受けた関係保健所は、必要に応じてその旨を試験検査機関に連絡する。

## 3 調整会議開催時の基本的な役割分担

(1) 調整会議

- ・ 状況に応じた危機管理担当課、関係機関の役割分担の調整
- ・ 危機管理担当課の保健所に対する支援に関する協議

(2) 危機管理担当課、保健所等

① 保健所

- ・ 本庁、試験検査機関、市町村、地元警察署、消防署等との情報連絡
- ・ 危機管理担当課への健康被害発生状況等の報告、技術的・専門的情報の提供
- ・ 健康被害拡大防止対策の実施
- ・ 原因究明作業

② 試験検査機関（保健環境科学研究所、八代保健所試験検査課）

- ・ 保健所等からの依頼に基づく分析

③ 健康危機管理課

- ・ 調整会議、危機管理担当者等会議の開催に係る事務

- ・ マスコミ対応

#### ④危機管理担当課

- ・ 保健所、他都道府県、政令市、厚生労働省等との情報連絡
- ・ 健康被害発生状況、対策実施状況等の把握
- ・ 保健所が行う原因究明作業、拡大防止活動に係る技術的・専門的な助言
- ・ 原因究明作業（本庁に検体が持ち込まれた場合などで、本庁が主体的に動く必要があるとき）
- ・ 飲食物による健康被害の場合は、毒劇物等の混入等の疑いが強い場合を除き、健康危機管理課が中心となってこの業務を担当

## 4 その他留意事項

### (1) 関係課、関係機関の連携

- ①健康危機管理の目的は、県民の生命・健康を守ることであることを念頭に置き、危機管理担当課、保健所等は積極的に関与する。なお、県所管業務でないことが判明した場合は、速やかに関係機関に引継ぐものとする。
- ②本庁、保健所間等の連携に支障が生じないように、連絡を密にするとともに、連絡方法を一元化する。
- ③休日・夜間の連絡体制を確保する。

### (2) 調整会議開催時のマスコミ発表に関して

- ①マスコミ発表については、その内容について、危機管理担当課が作成し、健康危機管理調整会議における座長の指示により、健康危機管理課を通じて、適宜、行うものとする。
- ②発表内容等については、原則として事前に保健所に連絡する。
- ③マスコミ発表後のマスコミからの質問等に備えるため、危機管理担当課（健康危機管理課を除く。）は健康危機管理課の要請に応じて待機する。
- ④危機管理担当課はマスコミ等への対応者を選任し、その者が対応にあたることとする。

## 5 情報連絡先一覧

別紙のとおり。（別紙省略）